

「県立山形工業高等学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は「感性豊かで、たくましく、心やさしい人間を育成する」を掲げて実践力のある工業技術者の育成をめざし、体罰やいじめのない学校づくりに取り組んでいる。なかでも「いじめ」は、全ての生徒に関係する重大な問題であると全職員が認識して総合的に推進している。

そこで、校長をはじめ全職員は、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめの問題に対して生徒自身が十分に理解し、日ごろから信頼ある人間関係づくりにつとめるよう支援しなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、なによりも未然防止が最も重要であり、そのためには、本校はもとより家庭や地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者と連携して取り組まなければならない。

2 いじめ防止のための取り組み

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- (2) いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- (3) 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、全職員が積極的に生徒とかわる。（別紙1）
- (4) 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動を全職員で支援する。
- (5) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制を確立する。
- (6) いじめの防止等に関する措置を行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。また、実効的な活動はメンタルサポート委員会で対応する。
 - ① 構成メンバー
 - ア 校内職員：校長、教頭、教務部長、生徒指導部長、総務部長、進路部長、保健部長（特別支援コーディネーター）、養護教諭、図書情報部長、当該科長、当該学年主任、当該学級担任、当該部活動顧問 等
 - イ 校外関係者：PTA代表、学校評議員、学校医、スクールカウンセラー等
 - ② 具体的取り組み
 - ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。

- ii 生徒に対して、学校の教育活動全体を通じ、信頼ある人間関係づくりにつとめ、いじめを正しく理解するための講習会や情報提供の機会を設定する。
- イ いじめの相談・通報の窓口として対応する。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集記録し、また組織内でその情報を共有する。
- エ いじめに関する情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

3 いじめの早期発見の取り組み

- (1) いじめを早期に発見するため、定期的な調査を実施する。
 - ① 生徒対象いじめ実態調査アンケート（每学期実施）
 - ② 個人面談及び三者面談等を通じた生徒からの聴き取り調査
 - ③ 生徒対象の心理検査等を実施して生徒の実態を把握する。
 - ④ 保護者対象いじめ実態調査アンケート（年2回実施）
- (2) 部活動においていじめに関するミーティング（年2回実施）
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよういじめ相談窓口を設置し相談体制を整備する。（生徒：養護教諭、保護者：教頭）
- (4) 保護者用チェックシートなどを活用し、家庭や地域と連携して生徒の状況を把握する。
- (5) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (6) 毎月開催する「メンタルサポート（MS）委員会」を通して生徒の情報を全職員で共有する。

4 いじめに対する措置

「学校いじめ防止対策委員会」を中心に各関係者と連携して以下の取り組みを迅速に行う。

- (1) いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- (2) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置などを講じる。
- (5) いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (6) はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- (7) いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

(8) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態になっていることを確認した上で、いじめが「解消している」と判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

5 ネット上のいじめの対応

(1) 未然防止への取り組み

① 情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

② 各家庭においても、生徒のインターネット利用状況を把握し、「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるようはたらきかける。また、スマートフォンや携帯電話等にフィルタリングをかけ、使用を制限したり家庭におけるルールづくり等についても啓発する。

(2) 早期発見への取り組み

① 県教育委員会が実施している「ネット被害防止スクールガード事業」を活用し、インターネット上のサイト利用や書き込み等、不適切なものが報告された場合、当該生徒を指導し、削除等の対応を行う。また、必要に応じて削除依頼や警察等への通報等の対応を行う。

② 「ネット上のいじめ」も、現実の人間関係が強く反映されている場合が多い。従って、現実での人間関係をしっかり把握し、いじめられた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、被害生徒の心に寄り添いながら傾聴し、きめ細かな支援を行う。

③ SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に情報収集する。

(3) 早期対応への取り組み

① インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて「ネット被害防止スクールガード事業」業務委託業者の協力を求める。この対応は、生徒、保護者、教員等からの情報をもとに、「図書情報部」が窓口となって実施する。

② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 重大事態発生時の対応

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合。

- (1) 校長は直ちに県教育委員会へ報告するとともに所轄警察署に通報する。
- (2) 教育委員会と協議のうえ「いじめ特別調査会議」を設置し、迅速に調査に着手する。
- (3) この調査によって得られた調査結果等の必要な情報は、当該生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。

7 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ 「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を行う。

8 その他

工業高校の特性を生かして、ものづくりや特別活動、ボランティア活動を通して職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにする。そのため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、学校全体として組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

9 附 則

このいじめ防止基本方針は、平成26年4月1日より策定・施行

平成29年4月1日一部改正